

官報

号 外
国会会議録

令和八年六月四日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第二十三号

令和八年六月四日(木曜日)

議事日程 第十九号

令和八年六月四日

午後五時開議

第一 令和六年度一般会計原油価格・物価高騰

対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費
使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(承諾を求めるの件)

第二 令和六年度一般会計予備費使用総調書及

び各省各庁所管使用調書(承諾を求める
の件)

第三 著作権法の一部を改正する法律案(内閣

提出)

第四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に
関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

○本日の会議に付した案件

令和八年度一般会計補正予算(第1号)

令和八年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第一 令和六年度一般会計原油価格・物価

高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費
使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾
を求めるの件)

日程第二 令和六年度一般会計予備費使用総調
書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める
の件)

日程第三 著作権法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第四 建築物のエネルギー消費性能の向上
等に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

午後六時十二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

○小寺裕雄君 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。

令和八年度一般会計補正予算(第1号)、令和八
年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括
議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進め
られることを望みます。

○議長(森英介君) 小寺裕雄君の動議に御異議あ
りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よつ
て、日程第一に先立ち追加されました。

令和八年度一般会計補正予算(第1号)

令和八年度特別会計補正予算(特第1号)

○議長(森英介君) 令和八年度一般会計補正予算
(第1号)、令和八年度特別会計補正予算(特第1
号)、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長坂本哲志
君。

令和八年度一般会計補正予算(第1号)及び同報

告書

令和八年度特別会計補正予算(特第1号)及び同

報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔坂本哲志君登壇〕

○坂本哲志君 ただいま議題となりました令和八
年度一般会計補正予算外一案につきまして、予算
委員会における審査の経過及び結果を御報告申し
上げます。

まず、補正予算二案の概要について申し上げます。

本補正予算は、中東情勢が不透明である中、今
後の物価動向や経済に与える影響を注視しつつ、
経済活動や国民の暮らしに支障が生じないよう適
切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応する
ため、リスクの最小化の観点から、万全の備えと
して必要な財政措置を講ずるものであります。

一般会計補正予算については、歳出において、
重点支援地方交付金、今後への万全の備えとして
一般予備費及び中東情勢等対応予備費に必要な経
費の追加を行う一方、歳入において、特例公債金
の増額を行うこととしております。

これらの結果、令和八年度一般会計予算の総額
は、歳入歳出共に当初予算から三兆千百三十五億
円増加し、百二十五兆四千二百二十八億円とな
ります。

なお、特例公債は増発されることとなります
が、国債発行予定額全体の中で調整を行うこと
で、令和八年度の市中への国債発行総額を増やさ
ずに対応するとされております。

特別会計予算につきましては、予算総則におい
て、所要の補正を行うこととしております。

この補正予算二案は、昨三日本委員会に付託さ
れ、同日片山財務大臣から趣旨の説明を聴取し、
本日、基本的質疑を行い、質疑を終局いたしました
ところ、中道改革連合・無所属から、令和八年
度補正予算二案につき撤回のうえ編成替えを求め
るの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算二案及び動議について討論、
採決を行いました結果、動議は否決され、令和八
年度補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原
案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。福重隆浩君。

(福重隆浩君登壇)

○福重隆浩君 中道改革連合・無所属の福重隆浩です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和八年度予算二案につきまして、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

冒頭、さきの当初予算の審議に引き続き、今回も政府・与党が数の力に物を言わせて国会審議をないがしろにしたことについて、苦言を呈したいと思います。

そもそも、我々は、二月に発生した中東情勢の緊迫化による国民生活への影響を早い段階から予見し、当初予算を審議している時点で、大幅な予算の増額、組替えを求めてまいりました。また、当初予算成立後も、全国で実施したアンケート調査で一万二千件を超える国民の声を丹念に集め、その声に基づく政策提言を官房長官に申し入れるなど、あらゆる機会を捉えて、再三再四、補正予算の早期編成を繰り返し求め続けてまいりました。

しかしながら、高市総理は、国民の苦しむ声が耳に入らないのか、補正予算についても必要ないとの立場を取り続けてこられました。

しかし、五月二十日の党首討論を目前にする中、高市総理は考えを改められ、補正予算の編成に踏み切られたこと自体は、我々の声を受け止めたものとして本来歓迎したいところですが、決断のタイミングが大幅に後手に回ったと言わざるを得ません。

このような経緯の下、ようやく国会に提出された補正予算ですが、予算委員会における審議が僅か一日という極めて短い日程とされたことは、決

してこれを前例としてはなりません。

加えて、そもそも我々には、審議すべき補正予算を十分に精査する時間さえ与えられておりません。

通常、補正予算の国会提出前には、その基となる経済対策が策定されるか、そうでない場合でも、遅くとも一週間前には概算の決定が行われておりますから、事前にその内容について精査をした上で予算審議に臨むことができます。

しかし、今回の補正予算は、基となる経済対策もなければ、事前の概算決定もなく、昨日の閣議決定、国会提出をもって初めてその詳細が明らかにされたわけであります。短い審議日程と相まって、充実審議の機会が大きく損なわれたことは否定し難い事実であり、誠に遺憾であります。

以上申し上げたとおり、この間の政府・与党の姿勢には容認し難いものがありますが、予算そのものについても重大な問題が存在しています。

今回の補正予算の総額は三兆一千億とされていますが、そのうちの三兆円、実に九七%が予備費で占められています。これは、政府が国会に対して、すなわち国民に対して、税金の使い方を何ら示すことなく、白紙委任を求めるものであり、財政民主主義を定める日本国憲法の精神に反するものと言わざるを得ません。

そもそも、予備費は予見し難い予算の不足に充てるために設けられるものですが、政府は、去る五月二十六日、電気・ガス料金支援の財源に充てるため、予備費の支出を行っています。この電気・ガス料金支援は、我々が当初予算の審議段階からその必要性を繰り返し訴えていたことから分かるように、全く予見し難い予算ではありません。ただただ、政府の見通しの甘さ、予見能力の低さを示すものであり、そのような政府に三兆円

もの巨額予算を白紙委任する合理性はどこにも存在しません。

また、高市政権成立以降、我が国の財政に対する信認が揺らぎ、急速な円安、金利上昇が進む中、三兆一千億円もの予算の財源の全額を特例公債に求めることは、看過し難いものがあります。

総理は、前年度分の特例公債のうち三兆円は発行せずに済む、市中への発行総額は増やさずに対応できると胸を張りますが、これは何れも今回に限ったことではありません。毎年度、決算の過程で、特例公債の発行は一定額抑制されており、例えば、令和六年度決算では、五兆円もの発行抑制が行われていますが、これにより翌年度の国債発行余力が高まったとの説明は今まで聞いたことがありません。

政権発足当初と比較して、市場への影響に対する配慮が深まってきていることは是といたしますが、このような詭弁を弄するのではなく、正面から特例公債の発行抑制に努めるべきです。

このように、政府提出の令和八年度補正予算については、多くの問題を抱えていることから、我々は、本予算について、撤回のうえ編成替えを求める動議を提出いたしました。

本動議は、白紙委任の予備費ではなく、具体的な施策を掲げることにより、国民の予見可能性を高め、安心を確保するとともに、特例公債の追加発行を一切行わないことによつて、我が国の財政に対する市場の信認を維持し、更なる円安、金利上昇に歯止めをかける、責任ある補正予算へと転換を図るものでありますが、残念ながら否決されるに至りました。

以上のことにより、政府提出の原案をそのまま許容することは困難であることから、令和八年度補正予算については反対をするものであります。

我々は、引き続き、数の力に圧倒されることなく、熟議を通じて、よりよい社会を実現していくべく、全力を尽くしていくことをお誓い申し上げます。反対討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(森英介君) 石原正敬君。

(石原正敬君登壇)

○石原正敬君 自由民主党・無所属の会の石原正敬です。

与党を代表し、ただいま議題となりました令和八年度一般会計補正予算、令和八年度特別会計補正予算二案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

冒頭に、今般の台風六号により被災され、生活の再建に当たられている全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

討論に入ります。

中東情勢は依然予断を許さず、資源の大半を海外から調達する日本にとって大きなリスクです。国民生活や事業の継続、そして、医療、介護を担う皆様の懸念にしっかりと向き合い、タイムリーかつ十分な対応が求められています。

だからこそ、高市内閣は、今年度予算の審議と並行して、昨年度の補正予算の執行で物価高対策の効果が全国に行き渡るよう取り組み、原油価格高騰に対して、昨年度の一般予備費を措置し、基金残高と合わせ一兆円超の基金規模を確保してきました。

そして、今般、令和八年度補正予算が提出されました。高市内閣がそのときに取り得る政策資源をフル活用して果断に対応してきたことは言うまでもありません。一部で生じている供給の偏りや流通の目詰まりも一つ一つ着実に解消してきているところであり、引き続き、与党と政府で連携し、取り組んでまいります。

以下、本補正予算に賛成する主な理由を申し述べます。

本補正予算は、中東情勢に関して必要な施策を引き続き適時適切に講ずることを可能とするものです。

政府は、各党の提言も踏まえ、先手を打って取り組んでおり、先月二十五日には、七月から九月の夏場の電気・ガス料金を支援し、標準的な御家庭で三か月で五千円の負担引下げ効果を実現できるとの方向性が発表され、翌二十六日には一般予備費の使用決定もなされました。

本補正予算では、一般予備費の残高を一兆円へと復元することにとどまらず、万全の備えのために中東情勢等対応予備費が創設されます。

予備費の使い道を明らかにすべきとの主張もありますが、本予備費は、その使途の範囲に予算総則で一定の限定をかけており、中東情勢に伴うエネルギー価格高騰など、国際情勢の変化に伴う影響への対応に使用できるとされています。政府の取組を強化しつつ、臨機応変に対応する姿勢を示すものであり、中東情勢が依然不透明である中にあって、現実的かつ適切なものではないでしょうか。

政府が機動的に取り組んできた燃料油価格の支援策は、我が党の提言にもあるように、今後の中東情勢や価格動向、支援策の持続可能性を勘案しつつ、政府において柔軟に対応すべきものです。必要に応じた中東情勢等対応予備費の活用を与党もしっかりと後押ししてまいります。

本補正予算では、昨年度の補正予算で二兆円を措置した重点支援地方交付金について、電気・ガス料金支援の対象とならない特別高圧電力やLPガスの利用者への支援など、地域の実情に応じた

支援をできるよう追加措置されています。きめの細かい、時宜にかなった予算であることは明白であります。

予算規模についても申し上げます。約三・一兆円の歳出に対し、歳入として特例公債を追加することとなります。

他方、前年度分、つまり令和七年度分の特例公債のうち三兆円分は、税収、税外収入、歳出不用の見込みを踏まえ、実際には発行せずに済む見込みであることから、国債発行予定額全体の中で調整を行うことで、市中への国債発行総額を増やさずに対応するというのが高市総理が示された方針であります。

必要な施策にはちゅうちよくなく対応し、日々の市場動向や経済指標を十分に注視し、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく姿を描いた本補正予算は、責任ある積極財政の一つの体現として、非常に優れたものであると評価されるべきではないでしょうか。

困難を数えれば切りがありません。しかし、ここであえて申し上げなければなりません。国家国民のためであるならば決して諦めない、これが内閣の不動の方針。これは、私たち自由民主党と日本維新の会が窮地を越え高市早苗政権を発足させた令和七年十月二十一日、まさにその日に高市総理が発した決意の言葉です。我が党と日本維新の会の方針もこれに完全に一致します。

中東情勢に当たり、危機から成長へと踏み出す。困難であつても、私たちに諦めるという選択肢はありません。国民生活と地域を支える事業者の不安に寄り添い、共に前へ進む本補正予算への御賛同をお願い申し上げます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(森英介君) 和田政宗君。

〔和田政宗君登壇〕

○和田政宗君 参政党の和田政宗です。

会派を代表し、ただいま議題となりました令和八年度補正予算二案に反対の立場で討論をいたします。(拍手)

まず、今回の補正予算の歳入として、特例公債、国債を追加発行することですが、前年度分、令和七年度分の三兆円分の特例公債が税収等の見込みにより実際には発行せずに済む見込みだということ、国債発行予定額全体の中で調整を行い、市中への発行総額は増やさないということです。

であれば、特例公債三兆円分の予算を積み増すなどし、サプライチェーンの強靱化や燃料や資源調達へのふくそう化などに注力すべきであり、これでは高市政権が掲げる積極財政に全くならないのではないかと考えます。むしろ、緊縮財政です。

これまで、中東からの原油調達は、価格が安いとの観点から依存度が高かったわけですが、産地で性質が異なる原油について、日本は精製設備などを中東産原油の処理に最適化してきました。中東以外からの代替調達は大幅に進めるのであれば、設備の改修や新設が必要となりますが、石油精製事業者は、その投資費用を考えれば、踏み出すかどうか不透明です。政府と関連業界一体となった推進が必要になりますが、そのための費用や予算はどこまで考えられているのでしょうか。

原油の価格抑制に対する補助についても、価格抑制は重要ですが、今の仕組みでは、結局、海外に補助金がどんどん流出することになります。これらの予算は、本来、国民や日本企業のために使われるべきです。

我が国は、そもそもエネルギー政策の転換が重

要であり、安全性の確保を大前提とした上で、原子力発電を活用するなど、根本的なエネルギーの安定供給策を考えなくてはなりません。

そして、石油由来製品の不足に対する国民の不安感について、政府は直視するべきです。我々参政党も様々な国民の声、現場の声を政府、各省庁に伝え、政府が原料調達の努力を懸命に行っていることには敬意を表しますが、不足していた物がしっかりと商店の棚に並ぶようになった、高騰していた物の価格が下がったという実感を国民は望んでいます。

特に、若い世代や子育て世代は、所得が思ったようにまだ上がらない中、子育て関連物資、例えばおむつの値上げなどで、生活のやりくりが大変だという声を多く聞きます。

また、経済活動の最前線の現場の方々からお話を聞きますと、トラック運送事業者の方からは、タイヤが不足しており、パンクしたときに代わりのタイヤが調達できなければトラック運送に影響が出かねないといった不安の声や、型枠工事を行っている建設業者の方からは、ポンドが月に二回も値上げになり、コスト増への対応に苦慮しているなどの声を聞きます。

今、税と社会保険料による国民負担率は四六％となっています。給料の約半分が税と社会保険料でなくなる計算です。ここに今回の中東危機による価格高騰が加わり、家計のやりくりが大変になっていくのです。

参政党は、多くの国民が豊かさを実感していた一億総中流時代のときのように、国民負担率三五％への引下げを公約として掲げています。こうした価格高騰の際、対策が効果を発揮するまでの間も、家計のやりくりが何とかできる国民負担率にすべきです。

国民生活の現場の声をしっかりと聞いた政策を打つべきであり、参政党は提起し続け、国民に寄り添い続けます。

以上を踏まえ、本補正予算二案には反対を表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(森英介君) 白木秀剛君。

(白木秀剛君登壇)

○白木秀剛君 国民民主党・無所属クラブの白木秀剛です。

会派を代表し、令和八年度一般会計補正予算案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

長期化する中東情勢の悪化が我が国経済に与える影響は極めて大きく、エネルギー価格の高騰や石油関連製品をめぐる現場の混乱など、国民生活や経済活動に深刻な打撃を与えています。

我々国民民主党は、本年三月の令和八年度予算案の審議のときから、四月以降の物価高再燃対策として、ガソリン補助、電気代、ガス代補助の延長などに対して、おおむね三兆円規模の補正予算ないし補正予算的暫定予算を組むべきだと累次にわたって訴えてきました。やや遅きに失するのではないかという思いはあるものの、国民生活や社会状況に鑑みれば、本補正予算案に賛成をすることといたしました。

しかしながら、本会議や予算委員会の質疑でも我が党議員がただしたように、幾つか、懸念、指摘すべき点があります。以下、四点について申し上げますので、政府には是非真摯に御対応いただくことを要望いたします。

まず、今回の補正予算の大部分を予備費が占めている点です。

不測の事態への備えは必要です。しかしながら、財政法二十四条からすれば、予備費は予見し難い予算不足に対応するべきものであり、緊急性

や必要性があるとしても、予見可能性があるのであれば、その計上や支出はできる限り慎重であるべきです。

今回の補正予算では、一般予備費の復元で約五千億円、中東情勢等対応予備費として二兆五千億円と、合計三兆円超の予備費を計上しています。国会による財政統制の観点からしても、本来であれば、予算項目を立てて国民の皆様の予見可能性を確保するとともに、その使途と執行基準をより明確にすべきです。特に、二兆五千億円のうち、恐らく、一兆二千億円から一兆五千億円程度

については、燃料油価格激変緩和基金に積み増すことになるわけですから、少なくともここは明確にしておくべきだと考えます。

いづれにせよ、政府には、予備費の執行に当たっては、可能な限り支援の時期や対象の明示、予備費の使用状況の迅速な公表、執行後の効果検証などについて、国民や国会への丁寧な説明をいただくよう強く求めます。

次に、本補正予算は、令和八年度内の万全の措置と言えるのかという点です。

片山財務大臣は、リスクの最小化の観点から、資金面で万全の対応を取ると説明し、政府は、様々な物資について、供給量は確保したと重ねて強調されます。

しかし、一度上がった価格は、コストプッシュインフレの局面においてはなかなか下がりがません。物はあるけれども値段が高いという状況が秋以降続くことも懸念をされます。

寒冷地の皆さんは、灯油価格の上昇による冬季の暖房費負担に不安を抱えています。農業者の皆さんは、米の収穫期や秋まきに向けて、燃料価格や肥料、資材価格高騰を危惧しています。サービス業、観光業の皆さんは、コスト高による需要の

減少や消費の低迷を心配されています。医療や介護に関わる方々は、医薬品の不足、入荷遅延、衛生製品の不足や価格の高騰を憂慮しています。

今挙げたのはほんの一例にすぎませんが、本補正予算案がこういった皆様の不安に応えられるだけの規模であるか、必ずしも明らかではありません。

政策が立案され、実際に執行されたとしても、家計や市場にその影響が行き渡るまでにはどうしても数か月のずれが生じます。景気が悪化してから対策を練るのでは遅過ぎます。常々からの予測と機動的な判断によって、必要があれば更なる追加の具体的な施策を講じられるようお願いいたします。

第三に、支援策が補助金中心の価格抑制対策にとどまる懸念があります。

補助金頼みの政策にはどうしても限界があります。激変緩和策として、短期で市場価格を抑え、即効性がある点で効果はありますが、長期化すれば財政負担が大きくなってしまふ、また、市場の価格機能をゆがませてしまふ点にも注意をしなければなりません。補助金での支援はいつまでも続けるべきではなく、明確な出口戦略が必要です。物流、公共交通、農林漁業など、一定の分野への重点支援を強めながら、ガソリンの目安価格の在り方も見直していくべきでしょう。

そして、何よりも重要なのは、一時的な支援を続けることよりも、まさに今、物価高で困っている国民や事業者の皆様に施策の効果を届けることではないでしょうか。今行われている食料品の消費税率ゼロの議論も、そもそも物価高対策としての有効性について我々は疑問を呈していますが、実現しても早くても来年四月というのでは遅過ぎるということも指摘せざるを得ません。

やはり物価高対策の本丸は、実質的な増税状態の是正、すなわち、税の適正負担に向けた策へ転じ、特にインフレと社会保険料負担のしかかる現役世代の負担軽減を実現することです。

我々は、住民税減税や社会保険料還付つき住民税減税という、国民民主党版の給付つき税額控除を具体的に提案をしております。そして、その第一ステップとして、簡易な給付措置として、まず、社会保険料を負担している中低所得の勤労者に対し、社会保険料還付を実施すべきだと考えています。

税制は安定が求められると同時に、経済社会の構造変化に対応した、新たな視点からの変革が常に求められます。補助金という対症療法から、税の適正負担という根本治療へ転換していく、政府にはその決断を求めます。

最後に、今回の事態を受けて、未来への投資につなげるためにも、責任ある積極財政をより推し進めていくべきだという点です。

原油価格の高騰は、短期的には深刻な問題ですが、過去の歴史を振り返れば、日本企業は世界で初めて省エネという概念を生み出し、エネルギー危機を乗り越えるたびに日本経済を強くしてきました。

経済状況が厳しい中ではありますが、安全性が確保された原子力発電の活用、核融合技術、グリーンエネルギーへの戦略的な投資など、エネルギー政策を大きく前に進めていく機会にするべきです。

また、石油化学製品や中間材、重要素材について国家的BCPの構築を推進していくことや、調達先の多極化、代替生産体制の構築などサプライチェーンの再構築を支援することなどにより、未来への投資をより強め、危機に強い国づくりによ

り一層取り組んでいただきますようお願いをいたします。

以上、賛成の立場から本補正予算案の問題点の指摘と要望をさせていただきます。

今、国民が求めているのは、真面目に働けば豊かになる社会であり、頑張った分だけ手取りが増える経済です。働く世代の所得が増え、経済が成長し、その結果として税収や社会保険料収入も増える経済の好循環をつくり出すことで、なかなか頑張れない人も頑張つて失敗した人も支え合える豊かな社会をつくり出していくべきです。

政府には、本補正予算案を単なる価格抑制の危機対応策に終わらせず、誰もが安心して暮らし続けることができる真に豊かな社会実現に向け、日本経済を成長軌道へ乗せるための明確な戦略を持って執行に当たっていただくよう強く求めて、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(森英介君) 高山聡史君。

〔高山聡史君登壇〕

○高山聡史君 チームみらいの高山聡史です。

私は、会派を代表し、令和八年度補正予算に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

今、中東情勢に端を発する物価高が国民の暮らしを直撃しています。各御家庭、また子育て世帯にとつて、夏場の食費や光熱費の負担は決して小さなものではありません。必要に際して目の前の暮らしを守るができるように、財政措置を講じる必要がある、これが、本補正予算を考える上での土台となるべきものです。

子育てへの支援を考えると、性質の異なる二つの課題に向き合う必要があります。一つは、今、現に子育てをしている方々の暮らしを守るこ

と、これは、足下の物価高対策です。もう一つは、これから子供を産み、育てたいと願う方々の希望を諦めさせないこと、これは、構造的な少子化対策です。

昨日厚生労働省が発表した出生数は六十七万人、合計特殊出生率は一・二四と、いずれも過去最低を更新し続けています。財政が厳しい局面だからこそ、未来を支える子供たちへの投資は最優先で守り、むしろ一層拡充していかなければなりません。

エネルギーについても同じことが言えます。ガソリンや電気、ガスへの支援は、足下の価格高騰から暮らしを守る必要な手だてです。しかし、そこにとどまっていればなりません。産油国やアジア諸国との連携によるサプライチェーンの強化、そして、送電網や次世代電源への投資、AIやデータセンターによる構造的な電力需要の増大にも応え得る、外的なショックに強い供給構造を今こそ築いていく必要があります。目先の価格の安定と未来への投資、その双方にしっかりと力を込めなければなりません。

私たちは、国民の暮らしを守るためにここで議論をしています。子供に安心して御飯を上げられる社会を守る、懸命に働き日々を暮らす一人一人の頑張りを支える、それは、政治が果たすべき最も基本的な責任にほかなりません。そして同時に、投じた財源がどれだけの政策効果に結びついたのか、私たちはこれを丁寧に検証し、次の一手へとつなげていく、その責任があります。

本補正予算は、危機に直面する国民の暮らしを守るための備えとして必要な措置であると考えます。その執行に当たっては、効果の検証を尽くすこと、そして、危機にあつても成長への投資を削

らずしっかりと守り抜くことを強く求めまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森英介君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(森英介君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第一 令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

日程第二 令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

○議長(森英介君) 日程第一、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)、日程第二、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長山口壯君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山口壯君登壇〕

○山口壯君 ただいま議題となりました両件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両件は、憲法、財政法等の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費について、その使用事項は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要経費等計二件で、その使用総額は九千八百九十一億円余であります。

次に、令和六年度一般会計予備費について、その使用事項は、道路等災害復旧事業等に必要経費等計六十件で、その使用総額は六千九百五十八億円余であります。

委員会におきましては、両件につき去る五月二十七日片山財務大臣から説明を聴取した後、昨三日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、両件はいずれも賛成多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決しました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決しました。

日程第三 著作権法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第三、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。文部科学委員長齋藤洋明君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔齋藤洋明君登壇〕

○齋藤洋明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、実演家及びレコード製作者の権利の適切な保護に資するための措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、商業用レコードを公に再生又は伝達した場合に、実演家及びレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができる権利であるレコード演奏・伝達権を創設すること、

第二に、レコード演奏・伝達権は、文化庁長官が指定する団体がある場合には、その指定団体によつてのみ行使することができることとするこ

第三に、指定団体は、二次使用料の額等を記載した二次使用料規程を定めることとし、その作成等に当たり、利用者代表から協議を求められたときは応じなければならない、この協議が成立しないときは、協議の当事者は、文化庁長官の裁定を申請することができることとする事

などであります。

本案は、去る五月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日松本文部科学大臣から趣旨の説明を聴取しました。六月三日質疑を行い、同日、質疑を終局した後、採決を行った結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第四、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長富樫博之君。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔富樫博之君登壇〕

○富樫博之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び脱炭素化の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、建築物の資材製造から解体に至るまでの温室効果ガスを算定し、建築物の環境負荷について評価する制度を創設すること、

第二に、先導的な省エネ技術を評価する大臣認定制度を創設すること、

第三に、建築物の環境性能を第三者が認証し、これを建築主等が表示できる制度を創設することなどであります。

本案は、去る五月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日金子国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、六月三日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	高市 早苗君
総務大臣	林 芳正君
法務大臣	平口 洋君
外務大臣	茂木 敏充君
財務大臣	片山さつき君
文部科学大臣	松本 洋平君
厚生労働大臣	上野賢一郎君
農林水産大臣	鈴木 憲和君
経済産業大臣	赤澤 亮正君
国土交通大臣	金子 恭之君
環境大臣	石原 宏高君
防衛大臣	小泉進次郎君
国務大臣	あかま二郎君
国務大臣	小野田紀美君
国務大臣	城内 実君
国務大臣	黄川仁志君
国務大臣	木原 稔君
国務大臣	牧野たかお君
国務大臣	松本 尚君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大空 幸星君	岩崎 比菜君
川崎ひとと君	遠藤 寛明君
野村 美穂君	井戸まさえ君
高山 聡史君	武藤かず子君
岩崎 比菜君	大空 幸星君
遠藤 寛明君	川崎ひとと君
井戸まさえ君	野村 美穂君
武藤かず子君	高山 聡史君

法務委員

辞任

補欠

上川 陽子君	向山 淳君
辻 秀樹君	稲葉 大輔君
藤沢 忠盛君	田宮 寿人君
池畑浩太郎君	うるま讓司君
金村 龍那君	柏倉 祐司君
井戸まさえ君	橋本 幹彦君
稲葉 大輔君	伊藤 聡君
田宮 寿人君	藤田 誠君
向山 淳君	尾花 瑛仁君
藤田 誠君	加藤 大博君
伊藤 聡君	辻 秀樹君

尾花 瑛仁君

加藤 大博君

うるま讓司君

柏倉 祐司君

橋本 幹彦君

文部科学委員

辞任

補欠

あべ 俊子君	伊藤 聡君
宮内 秀樹君	細田 健一君
菊田真紀子君	原田 直樹君
河井 昭成君	近藤 雅彦君
伊藤 聡君	森原紀代子君
細田 健一君	宮内 秀樹君
森原紀代子君	あべ 俊子君
原田 直樹君	菊田真紀子君
近藤 雅彦君	河井 昭成君

経済産業委員

辞任

補欠

山際大志郎君	東田 淳平君
落合 貴之君	泉 健太君
河野 義博君	中野 洋昌君
河合 道雄君	林 拓海君
東田 淳平君	衛藤 博昭君
衛藤 博昭君	山田 基靖君
山田 基靖君	山際大志郎君
泉 健太君	落合 貴之君
中野 洋昌君	河野 義博君
林 拓海君	河合 道雄君

国土交通委員

辞任

補欠

熊田 裕通君	井出 庸生君
白坂 亜紀君	渡辺 勝幸君

西岡 秀子君

渡辺 勝幸君

井出 庸生君

向山 好一君

予算委員

辞任

補欠

西田 昭二君	小寺 裕雄君
鷺尾英一郎君	本田 太郎君
小寺 裕雄君	西田 昭二君
本田 太郎君	鷺尾英一郎君

決算行政監視委員

辞任

補欠

あべ 俊子君	石坂 太君
加藤 鮎子君	岡本 康宏君
棚橋 泰文君	金澤 結衣君
野中 厚君	加藤 貴弘君
深澤 陽一君	今 洋佑君
本田 太郎君	藤田 洋司君
金澤 結衣君	丸尾なつ子君
加藤 貴弘君	野中 厚君
藤田 洋司君	本田 太郎君
丸尾なつ子君	あべ 俊子君
今 洋佑君	加藤 鮎子君
野中 厚君	深澤 陽一君
本田 太郎君	棚橋 泰文君

議院運営委員

辞任

補欠

秋葉 賢也君	米内 紘正君
塩崎 彰久君	上原 正裕君
谷川 とむ君	藤田 洋司君
奥下 剛光君	高見 亮君
上原 正裕君	塩崎 彰久君

藤田 洋司君

米内 紘正君

高見 亮君

奥下 剛光君

一、昨三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和八年度一般会計補正予算(第1号)

令和八年度特別会計補正予算(特第1号)

(議案付託)

一、昨三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

令和八年度一般会計補正予算(第1号)

令和八年度特別会計補正予算(特第1号)

(議案送付)

一、昨三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

令和八年度一般会計補正予算(第1号)

右

国会に提出する。

令和八年六月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

令和8年度一般会計補正予算
予算総則 正

第1条 既定の令和8年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	令和8年度成立予算額(千円)	補正額			改令和8年度予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	122,309,247,035	3,113,504,625	0	3,113,504,625	125,422,751,660
歳出	122,309,247,035	3,113,504,625	0	3,113,504,625	125,422,751,660

第2条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

第3条 令和8年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和8年度において公債を発行することができる限度額「22,868,000,000千円」を「25,981,504,625千円」に改める。

第4条 令和8年度一般会計予算総則第15条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「地方創生支援費」の次に、「物価高騰対応地方創生推進費」を加える。

第5条 「甲号歳入歳出予算補正」に計上した中東情勢等対応予備費は、中東情勢に伴うエネルギー価格の高騰など我が国経済への影響への対応に要する経費その他の中東情勢をはじめとする国際情勢の変化に伴う我が国への影響への対応に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとする。

甲号 歳入歳出予算補正

歳入

主管	部	款	項	補正額		
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
財務省	公債金	公債金		3,113,504,625	0	3,113,504,625
			特例公債金	3,113,504,625	0	3,113,504,625

歳出

所管	組	織	項	補正額		
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
内閣府財務省	内閣府財務省	本省	物価高騰対応地方創生推進費	100,000,000	0	100,000,000
			中東情勢等対応予備費	2,500,000,000	0	2,500,000,000
			予備費	513,504,625	0	513,504,625
			計	3,013,504,625	0	3,013,504,625
歳出補正額総計				3,113,504,625	0	3,113,504,625

令和八年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、中東情勢が不透明である中、経済活動や国民の暮らしに支障が生じないよう必要に応じてタイムリーに対応するため、「リスクの最小化」の観点から、万全の備えとして必要な経費の追加等所要の補正措置を講ずるものである。

なお、歳入において、特例公債の増発により公債金を増額するが、国債発行予定額全体の中で調整を行うことで、令和八年度の市中への国債発行総額を増やさずに対応することとされている。

本補正の結果、令和八年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	
当初	一二二、三〇九、二四七百万円
補正	三、一一三、五〇五百万円
計	一二五、四二二、七五二百万円
歳出	
当初	一二二、三〇九、二四七百万円
補正	三、一一三、五〇五百万円
計	一二五、四二二、七五二百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
特例公債金	三、一一三、五〇五百万円
計	三、一一三、五〇五百万円
歳出	
1 重点支援地方交付金	一〇〇、〇〇〇百万円
2 今後への万全の備え	三、〇一三、五〇五百万円
(一) 予備費	五一一、五〇五百万円
(二) 中東情勢等対応予備費	二、五〇〇、〇〇〇百万円
計	三、一一三、五〇五百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、中道改革連合・無所属から、「令和八年度一般会計補正予算(第1号)及び令和八年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和八年六月四日

衆議院議長 森 英介殿

予算委員長 坂本 哲志

令和八年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

令和八年六月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

令和八年度特別会計補正予算

予算総則補正

令和八年度特別会計予算総則第9条第1項に定める国債整理基金特別会計における「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定により令和八年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を発行することができる限度額「50,000,000,000千円」を「46,886,485,375千円」に改める。

令和八年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、予算総則について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

国債整理基金特別会計

「特別会計に関する法律」(平成十九年法律第二十三号)第四十七条第一項の規定により令和八年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を発行することができる限度額を「五〇、〇〇〇、〇〇〇百万円」から「四六、八八六、四九五百万円」に改めることとする。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、中道改革連合・無所属から、「令和八年度一般会計補正予算(第1号)及び令和八年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和八年六月四日

衆議院議長 森 英介殿

予算委員長 坂本 哲志

令和六年年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和六年年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の予算額一兆円のうち、令和六年九月三日に決定された九千八百九十一億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費及びタクシー事業者に対する液化石油ガス価格激変緩和対策事業に必要な経費の二件である。

二 本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

令和八年六月三日

決算行政監視委員長 山口 壯
衆議院議長 森 英介殿

令和六年年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、令和六年年度一般会計予備費の予算額一兆円のうち、令和六年四月二十三日から令和七年三月二十一日までの間において決定された六千九百五十八億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費、災害廃棄物処理事業に必要な経費等六十件である。

二 本件の議決理由

本件は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

令和八年六月三日

決算行政監視委員長 山口 壯
衆議院議長 森 英介殿

著作権法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和八年五月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条の三」を「第九十五条の五」に、「第九十七条の三」を「第九十七条の五」に改める。

第四条の二中「第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項」を「第九十七条の四第一項又は第九十七条の五第一項」に改める。

第八十九条第一項中「第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項」を「第九十五条の四第一項及び第九十五条の五第一項」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、「第九十五条第一項」の下に、「第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項」を加え、同条第二項中「第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項」を「第九十七条の四第一項及び第九十七条の五第一項」の下に「第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項」を加え、「及び第九十七条の三第三項」を並びに第九十七条の五第三項」に改める。

第九十四条の二中「第九十五条第一項」の下に「第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項」を加え、「第二項並びに」を「第二項」に改め、「第三項」の下に、「第九十七条の二第一項並びに第九十七条の三第一項」を加える。

の第三項第一号」を加える。

第九十四条の三第一項中「次条第一項」の下に「第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項」を加え、「第二項並びに」を「第二項」に改め、「第三項」の下に、「第九十七条の二第一項並びに第九十七条の三第一項」を加える。

第九十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「商業用レコードの二次使用」を付し、同条第一項中「第四項まで」の下に、「次条第一項及び第九十五条の三第一項」を加える。

第九十五条の三第四項中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、第四章第三節中同条を第九十五条の五とし、第九十五条の二を第九十五条の四とし、第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二 実演が録音されている商業用レコードを用いて、その実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合

二 第二百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に再生した場合

3 前条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「次条第

一項」と読み替えるものとする。

4 第七十四条(第一項第四号及び第二項を除く。)及び前条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する前条第五項の団体に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条の三 商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うもの)に限り、放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。次号並びに第九十七条の三第二項第一号及び第二号において同じ。が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合

二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合

三 第二百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項(第二号に係る部分に限る。)、若しくは第九項(第二号に係る部分に限る。)、第三十二条第一項、第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又

は第四十七条の五第一項の規定により公に伝達した場合 3 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「第九十五条の三第一項」と読み替えるものとする。 4 第七十四条(第一項第四号及び第二項を除く。)及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。 5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十五条第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。 第九十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「商業用レコードの二次使用」を付し、同条第一項中「いう」の下に「。次条第二項第一号及び第九十七条の三第二項第一号において同じ」を、「限る」の下に「。次条第一項及び第九十七条の三第一項において同じ」を加え、同条第二項中「前項」を「前項」に改め、「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、「おいて」の下に「。同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条第一項」と加える。 第九十七条の三第五項中「第九十五条の三第四項後段」を「第九十五条の五第四項後段」に改め、第四章第三節中同条を第九十七条の五とし、第九十七条の二を第九十七条の四とし、第九十七条の次に次の二条を加える。 第九十七条の二 商業用レコードを用いて、そのレコードに係る音を公に再生した者は、そのレ	コードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合 二 第二百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に再生した場合 3 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定するレコード製作者について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、前条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、第九十五条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条の二第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。 4 第七十四条(第一項第四号及び第二項を除く。)及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する前条第三項の団体について準用する。 5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する前条第三項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。 第九十七条の三 商業用レコードに係る音のうち	公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合 二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合 三 第二百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項(第二号に係る部分に限る。)、若しくは第九項(第二号に係る部分に限る。)、第三十二条第一項、第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に伝達した場合 3 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定するレコード製作者について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、第九十七条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、第九十五条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条の三第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民である	レコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。 4 第七十四条(第一項第四号及び第二項を除く。)及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。 5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十七条第三項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。 第九十七条の次に次の七条を加える。 (二次使用料規程の作成) 第二百三条の二 指定団体(第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の団体をいう。以下この条から第二百三条の六までにおいて同じ。)は、第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の規定により第九十五条の二第一項の二次使用料を受ける権利を有する者のために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならない。 一 文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分(利用の態様の別による区分をいう。次条第一項及び第三項、第二百三条の五第一項並びに第二百三条の六第一項において同じ。)ごとの二次使用料の額 二 実施の日 三 その他文化庁長官が定める事項 2 指定団体は、前項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するように努めなければならない。 3 指定団体は、第一項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならない。
--	---	---	---

(二次使用料規程の協議)

第百三条の三 前条第三項の規定による公示があつたときは、利用者代表(同条第一項の二次使用料規程におけるいずれかの利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払つた二次使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払つた二次使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この条、第百三条の五第一項及び第百三条の六第一項において同じ。)は、当該公示の日から一月以内に、当該指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案(当該利用区分に係る部分に限る。第五項並びに次条第一項及び第四項において「二次使用料規程案」という。)の変更について協議を求めることができる。

2 指定団体は、利用者代表から前項の協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 利用者代表は、第一項の協議に際し、当該利用区分における利用者(当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。)から意見を聴取するように努めなければならない。

4 文化庁長官は、利用者代表が第一項の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかつた場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

5 指定団体は、第一項の協議が成立したとき(二次使用料規程案を変更する必要があることとされたときを除く。)は、その結果に基づき、二次使用料規程案を変更しなければならない。(二次使用料規程の裁定)

第百三条の四 第百三条の二第三項の規定による

公示の日から起算して六月を経過しても前条第一項の協議が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程案について文化庁長官の裁定を申請することができる。

2 文化庁長官は、前項の裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 第六十七條第七項(第一号に係る部分に限る。)及び第八項並びに第六十八條第三項の規定は、第一項の裁定について準用する。この場合において、第六十七條第七項中「申請者」とあるのは「当事者」と、同項第一号中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあり、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨と、第六十八條第三項中「当該申請に係る著作権者」とあるのは「他の当事者」と読み替えるものとする。

4 二次使用料規程案を変更する必要がある旨の第一項の裁定があつたときは、二次使用料規程案は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。

(二次使用料規程の届出等)

第百三条の五 指定団体は、第百三条の二第三項の規定による公示の日から一月以内に利用者代表から各利用区分に係る第百三条の三第一項の協議の求めがなかつたとき、又は同項の協議が成立し、若しくは前条第一項の裁定があつたときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 前項の規定による届出のあつた二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定められた日から、その効力を生ずる。

3 指定団体は、第一項の規定による届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、二次

使用料として請求してはならない。

(届出をした二次使用料規程に係る協議等)

第百三条の六 指定団体は、利用者代表から、前条第一項又はこの条第五項の規定による届出をした二次使用料規程(当該利用区分に係る部分に限る。以下この条において「届出二次使用料規程」という。)の変更について協議を求められたときは、これに応じなければならない。

2 第百三条の三第三項から第五項までの規定は、前項の規定による届出二次使用料規程の変更の協議について準用する。

3 前項において準用する第百三条の三第四項の規定による命令があつた場合において、協議が成立しないときは、その当事者は、届出二次使用料規程の変更について文化庁長官の裁定を申請することができる。

4 第百三条の四第二項から第四項までの規定は、前項の届出二次使用料規程の変更に関する裁定について準用する。

5 指定団体は、第一項の協議が成立した場合であつて、届出二次使用料規程を変更する必要があることとされたとき、又は届出二次使用料規程を変更する必要がある旨の第三項の裁定があつたときは、変更後の二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

6 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出をした二次使用料規程について準用する。

(二次使用料規程に関する規定の準用)

第百三条の七 第百三条の二から前条までの規定は、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体並びに第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。この場合において、第百三条の二第一項中「第九十五条の二第一項」とあるのは、第九十五条

の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体について準用する場合にあつては「第九十五条の三第一項」と、第九十七条の二第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の二第一項」と、第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

(二次使用料規程に関する事項の政令への委任)
第百三条の八 第百三条の二から前条までに規定するもののほか、第百三条の二第二項(前条において準用する場合を含む。)の二次使用料規程に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十三條第九項中「第九十五条の三第三項を「第九十五条の五第三項」に、「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に、「若しくは第九十七条第一項」を、「第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項、第九十七条第一項、第九十七条の二第一項若しくは第九十七条の三第一項」に改める。

第百十三條の二中「第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号」を「第九十五条の四第三項各号又は第九十七条の四第二項各号」に、「第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項」を「第九十五条の四第一項又は第九十七条の四第一項」に改める。

附則第二條第三項中、「第九十五条の三第三項」を「から第九十五条の三まで、第九十五条の五第三項」に、「並びに第九十七条の三第三項」を「から第九十七条の三まで並びに第九十七条の五第三項」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法(以下「新法」という。第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条の二及び第九十七条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六十四号)附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)附則第二項の規定が適用される実演若しくはレコード又は同法附則第四項本文の規定が適用される実演に係る実演については、適用しない。

第三条 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下この条において「実演家等保護条約」という。)の締約国であり、かつ、実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約(次項において「実演・レコード条約」という。)の締約国である国の国民、当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。次項において同じ。)をレコード製作者とするレコードに固定されている実演であつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項の規定の適用については、新法第九十五条の二第三項及び第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

2 実演家等保護条約の締約国であり、かつ、実演・レコード条約の締約国である国の国民をレコード製作者とするレコードであつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前にその音が最初に固定されたレコードに係るレコード製作者についての新法第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項の規定の適用については、新法第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する新法第九

九十五条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

(準備行為)

第四条 文化庁長官は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前においても、新法第九十五条の二第三項若しくは第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第五項及び新法第九十五条の二第四項若しくは第九十五条の三第四項において準用する新法第九十五条第六項又は新法第九十七条の二第三項若しくは第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第三項及び新法第九十七条の二第四項若しくは第九十七条の三第四項において準用する新法第九十五条第六項の規定の例により、新法第九十五条の二第三項若しくは第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第五項又は新法第九十七条の二第三項若しくは第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第三項の団体の指定をすることができる。この場合において、これらの指定は、施行日以後は、それぞれ新法第九十五条の二第三項若しくは第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第五項又は新法第九十七条の二第三項若しくは第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第三項の規定の例による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた団体(以下この条において「指定団体」と総称する。)は、施行日前においても、新法第百三条の二(新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。)、第百三条の三第一項、第二項、第四項及び第五項(これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。)、第百三条の四第一項及び第四項(これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。)並びに第百三条の五第一項(新法第百三条の七にお

いて準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)の規定の例により、二次使用料規程を定めることができる。

3 指定団体及び利用者代表(新法第百三条の三第一項(新法第百三条の七において準用する場合を含む。))に規定する利用者代表をいう。)は、前項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の二第三項の規定による二次使用料規程の案の公示があつたときは、施行日前においても、新法第百三条の三(新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。)並びに第百三条の四第一項及び第四項の規定の例により、当該公示された二次使用料規程の案(第五項において「二次使用料規程案」という。)についての協議を行うことができる。この場合において、当該協議に係る同条第一項の規定の例による裁定の申請は、施行日以後は、同項の規定による申請とみなす。

4 文化庁長官は、前項の協議に係る同項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の三第四項の規定による申立て又は新法第百三条の四第一項の規定による裁定の申請があつたときは、施行日前においても、それぞれ新法第百三条の三第四項の規定の例により命令を行い、又は新法第百三条の四第二項及び第三項(これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。)の規定の例により裁定をすることができ。この場合において、当該命令又は裁定は、施行日以後は、それぞれ新法第百三条の三第四項の規定による命令又は新法第百三条の四第一項の規定による裁定とみなす。

5 指定団体は、第二項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の二第三項の規定により公示した二次使用料規程案について、新法第百三条の五第一項に規定する場合に至つたときは、その定めた二次使用料規程を、同項の規定の例により、届け出ることができる。この

場合において、当該届出は、施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定により行つた行為は、施行日以後は、それぞれ新法第百三条の二から第百三条の四まで(これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。)又は第百三条の五第一項の規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 次に掲げる法律の規定中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

一 著作権法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六十四号)附則第三項

二 著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)附則第四項

第七条 著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第九十五条の三」を「第九十五条の五」に改める。

附則第三項中「第九十七条の三」を「第九十七条の五」に改める。

附則第四項中「商業用レコード」の下に「著作権法を、「及び」の下に「同法」を加え、「第九十五条の三第二項」を「同法第九十五条の五第二項」に改める。

(著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「第九十五条の第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。 附則第四項中「第九十七条の第三項」を「第九十七条の五第三項」に改める。 (著作権法の一部を改正する法律の一部改正) 第九条 著作権法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。 附則第二項中「改正後の」を削り、「第九十五条の第二項及び第九十七条の第二項」を「第九十五条の四第一項及び第九十七条の四第一項」に、「著作権法」を「同法」に改める。 (著作権等管理事業法の一部改正) 第十条 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。 第二十五条第一号中「第九十五条の三第四項」を「第九十五条の五第四項」に、「第九十五条の三第一項」を「第九十五条の五第一項」に改め、		同条第二号中「第九十七条の三第四項」を「第九十七条の五第四項」に、「第九十七条の三第一項」を「第九十七条の五第一項」に改める。 (著作権法の一部を改正する法律の一部改正) 第十一条 著作権法の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。 附則第二項及び第三項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。 附則第四項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に改める。 (構造改革特別区域法の一部改正) 第十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。 第十二条第十一項の表著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の項を次のように改める。	
著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)	第三十五条第一項	設置されているものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項、第九十五条の二第二項第一号及び第九十七条の二第二項第一号において同じ。)の設置する学校を含む。
第三十八条第一項	又は観衆	又は観衆	若しくは観衆
第九十五条の二第二項第一号及び第九十七条の二第二項第一号	再生した場合	再生した場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用した場合	再生した場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用した場合

(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正) 第十三条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 附則第四条中「及び第八十六条第三項」を「、第八十六条第三項、第九十五条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号」に、「する。」を「、同法第九十五条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号の二第二項第三号中「第三十三号の二第二項」とあるのは「第三十三号の二第二項若しくは第三十二項」とする。」に改める。 (著作権法の一部を改正する法律の一部改正) 第十四条 著作権法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 附則第二条第一項中「(以下この条において「新法」という。)」を削り、「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、同条第二項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。	理由 実演家及びレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、商業用レコードに録音されている実演又はそのレコードに係る音の再生及び伝達に関する実演家又はレコード製作者の二次使用料を受ける権利を定める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
--	--

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、実演家及びレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、商業用レコードに録音されている実演又はそのレコードに係る音の再生及び伝達に関する実演家又はレコード製作者の二次使用料を受ける権利(「レコード演奏・伝達権」)を定める等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 実演家及びレコード製作者の「レコード演奏・伝達権」の創設 (一) 実演が録音されている商業用レコードを用いてその実演を公に再生した者は当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードを用いてそのレコードに係る音を公に再生した者はそのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないこととする。 (二) 商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者はそのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないこととする。 2 「レコード演奏・伝達権」に係る指定団体制度の創設等 (一) 1の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者又は商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体でその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下「指定団体」という。)があるときは、指定団体によつてのみ行使することができることとする。 (二) 指定団体は、1の二次使用料を受ける権利
--

利を有する者のために請求することができ
る二次使用料の額に係る一定の事項を記載
した二次使用料規程を定めなければならない
こととする。

(三) 指定団体は、二次使用料規程を定め、又
は変更しようとするときは、利用者又は利
用者を構成員とする団体から意見を聴取す
るよう努めるとともに、当該二次使用料
規程の案を公示しなければならないことと
すること。

(四) 指定団体は、二次使用料規程の案につい
て利用者代表から協議を求められたときは
応じなければならない、協議が成立しない
ときは、協議の当事者は、文化庁長官の裁
定を申請することができることとする。

(五) 指定団体は、(四)の協議の求めがなかつた
とき、又は協議が成立し、若しくは(四)の裁
定があったときは、二次使用料規程を文化
庁長官に届け出るとともに、公表しなけれ
ばならないこととする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三年を
超えない範囲内において政令で定める日か
ら施行すること。

二 議案の可決理由

実演家及びレコード製作者の権利の適切な保
護に資するため、商業用レコードに録音され
ている実演又はそのレコードに係る音の再生及び
伝達に関する実演家又はレコード製作者の二次
使用料を受ける権利を定める等の措置を講ずる
本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと
議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

令和八年六月三日

文部科学委員長 斎藤 洋明
衆議院議長 森 英介殿

令和八年六月四日 衆議院会議録第二十三号

(別紙)

著作権法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、
次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 新たに二次使用料の支払いが必要となる利用
者が多数かつ幅広く存在することを踏まえ、本
改正の趣旨や内容等について、幅広く丁寧な説
明、周知を行うこと。

二 政府においては、二次使用料の徴収が適正か
つ円滑に実施されるよう、関係者間の調整に努
めること。また、指定団体においては、二次使
用料規程の作成等に当たって、権利者への対価
還元の見点及び利用者への負担への配慮の見点に
留意しつつ、利用者代表との協議に丁寧に対応
すること。文化庁長官による裁定が行われた場
合は、政府は判断の過程を明らかにすること。

三 飲食・小売業等の小規模店舗や公益的な活動
に取り組む文化芸術・スポーツ団体等の負担軽
減を図るため、店舗面積や収容人数等に応じた
低廉な料金設定や、支払いの減額・免除、段階
的な導入期間を設けるなど、実効性のある緩和
措置を講ずること。また、利用者の事務負担を
最小限に抑えるため、デジタル技術を活用して
ワンストップで手続きが完了するなど簡素なシ
ステムを早急に実現すること。

四 政府は、二次使用料の徴収・分配を担う指定
団体に対し、若手や個人で活動する実演家を
はじめ、全ての実演家等へ迅速かつ正確に対価が
還元される持続可能で公平な仕組みを構築する
よう指導・監督すること。特にAI楽曲識別技
術の導入等によるDX化や、相談窓口の設置な
ど体制整備を促すこと。

五 現行においても、飲食店等において商業用レ
コードを用いて音を公に再生等する場合には、
原則として、著作権等管理事業者に使用料を支
払うことによりその利用が行われるべきである
にもかかわらず、適切に支払いが行われていな

い例もあることを踏まえ、「レコード演奏・伝
達権」の創設を契機に、著作権者に対し確実に
適切な対価を支払う必要があることに加えて、
今後は実演家等に対しても適切な対価を支払う
必要があることについて、商業用レコードを利
用する事業者に対して周知徹底を図ること。ま
た、「レコード演奏・伝達権」の二次使用料の徴
収・分配について、実効性のある体制の構築に
万全を期すこと。

六 音楽界において個人事業主の音楽家が増加し
ている現状に鑑み、新設される権利が不当に囲
い込まれないよう、関係省庁の連携によりフ
リーランスの保護や取引適正化に向けた支援・
法執行体制を強化すること。

七 本制度の導入が、実演家等の正当な権利保護
と処遇改善に資するとともに、海外との相互管
理を通じた日本の音楽コンテンツの国際展開や
デジタル赤字の解消につながるよう、世界各国
の著作隣接権管理団体とのネットワークを速や
かに構築し、海外で発生した使用料を確実に日
本へ還流させる仕組みを確立すること。また、
我が国の音楽をはじめとするコンテンツ文化の
人材育成、製作、流通、海外展開の総合的な支
援を一層強化し、これらにより、次世代アー
ティストの国内外での活躍を強力に後押しし日
本のコンテンツ産業の興隆を図ること。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す
る法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関
する法律の一部を改正する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次の

ように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱
炭素化の促進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第二条)	
第二章 基本方針等(第三条―第五条)	
第三章 エネルギー消費性能の向上に係る措置	
第一節 総則(第六条―第九条)	
第二節 建築物の基準適合義務等(第十条― 第二十条)	
第三節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型 規格共同住宅等に係る措置(第二十 一条―第二十三条)	
第四節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型 規格共同住宅等に係る措置(第二十 四条―第二十六条)	
第五節 販売事業者等による建築物の販売等 に係る措置(第二十七条―第二十八 条)	
第六節 建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定等(第二十九条―第三十五条)	
第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機 関等	
第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定 機関(第三十六条―第五十二条)	
第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価 機関(第五十三条―第五十九条)	
第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区 域における措置(第六十条―第六十四 条)	
第六章 建築物通算炭素排出量評価に係る措置 等	
第一節 総則(第六十四条の二―第六十四条 の三)	
第二節 建築物通算炭素排出量評価指針(第 六十四条の四)	

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第三節 建築主に係る措置(第六十四条の八)

第四節 建築材料等製造等事業者に係る措置(第六十四条の九)

第七章 建築物環境性能の認証(第六十四条の十一・第六十四条の十二)

第八章 登録建築物環境性能認証機関(第六十四条の十三・第六十四条の十八)

第九章 雑則(第六十四条の十九・第六十八条)

第十章 罰則(第六十九条・第七十六条)

附則

第一条中「増加している」を「増加し、かつ、建築物が建築生産等の各段階において環境に負荷を与える側面がある」に、「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進(以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。)」を「脱炭素化の促進」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、及び建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第一条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。次条第一項第五号において同じ。))の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。))の促進の取組は、自然災害による被害の発生の防止又は軽減その他の建築物の安全性、健康の増進その他の建築物の快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たつての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られ、かつ、我が国経

済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならない。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の建築が多様な主体により担われていることに鑑み、建築主、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)、建築物の設計又は施工を行う事業者、建築物の所有者、管理者、占有者又は利用者、建築材料等製造等事業者(建築材料又は建築設備(以下「建築材料等」という。))の製造、加工又は輸入(以下「製造等」という。))を行う事業者をいう。以下同じ。))その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨として行われなければならない。

3 建築物の脱炭素化の促進のため、その設計及び施工に当たっては、建築物の建築が限りある資源を活用して行うものであるとともに、その解体に伴い多量の廃棄物が生ずるものであることに鑑み、建築物の解体により生じた廃棄物又は建築物に関する工事に伴い副次的に得られた物品の全部又は一部を部品又は原材料の一部として利用した建築材料等の利用その他の環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならない。

第二条第一項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「(建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同項第七号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 建築物通算炭素排出量 建築生産等(建築物に使用され、又は設置される建築材料等の製造等並びに当該建築物の建築、修繕、模様替、使用、維持保全及び解体(その解体により生ずる廃棄物の廃棄を含む。))をいう。))の各段階において排出される炭素量(温室効果ガ

スその他これに類するものとして国土交通省令で定める物質の量を二酸化炭素に換算した量をいう。第六十四条の二第四項において同じ。))を通算した量をいう。

六 建築物通算炭素排出量評価 建築物通算炭素排出量を算定し、当該算定に係る建築物の環境への負荷について評価することをいう。

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 建築 建築物の新築、増築又は改築をいう。

第三条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、「この条、第三十条第一項第二号及び第六十条第一項において」を削り、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、同項第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第六十四条の四第一項に規定する建築物通算炭素排出量評価指針に関する基本的な事項

第三条第三項中「規定する基本方針」の下に「及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画」を加え、同条第四項中「経済産業大臣」を「関係行政機関の長」に改める。

第四条及び第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改める。

第六条第一項中「(建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。)」を削り、「次条第一節」を「次節」に改める。

第九条中「製造、加工又は輸入」を「製造等」に改める。

第二十四条中「その一年間に新たに建設する」を

「前年度に新たに建設した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に、「を同項」を「次条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(特別特定一戸建て住宅建設工事業者及び特別特定共同住宅等建設工事業者の指定)

第二十五条の二 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者のうち、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数(次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。))以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

2 特定一戸建て住宅建設工事業者は、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その請負型一戸建て規格住宅の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定一戸建て住宅建設工事業者(次項及び第九項において「特別特定一戸建て住宅建設工事業者」という。))については、この限りでない。

3 特別特定一戸建て住宅建設工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 請負型一戸建て規格住宅の新たな建設を行わなくなったとき。

二 前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

4 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。	は、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。	の変動にに応じて必要な改定をするものとする。 (中長期的な計画の作成) 第二十五条の四 特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。 (定期の報告) 第二十五条の五 特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。	の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 第二十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「特定一戸建て住宅建設工事業者等」の下に「又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が第二十五条の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項に係る取組状況が第二十五条の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 第三章第三節を同章第四節とする。 第二十一条中「その一年間に新築する」を「前年度に新築した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に改める。 第二十二条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。 (特別特定一戸建て住宅建築主及び特別特定共同住宅等建築主の指定) 第二十二条の二 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主のうち、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数(次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。)以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。 2 特定一戸建て住宅建築主は、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところ
5 国土交通大臣は、特定共同住宅等建設工事業者のうち、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数(次項及び第七項第二号において「基準戸数」という。)以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。	請負型一戸建て規格住宅等の戸数に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等若しくは特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	第二十五条の五 特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。	第二十一条中「その一年間に新築する」を「前年度に新築した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に改める。 第二十二条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。 (特別特定一戸建て住宅建築主及び特別特定共同住宅等建築主の指定) 第二十二条の二 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主のうち、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数(次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。)以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。 2 特定一戸建て住宅建築主は、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところ
6 特定共同住宅等建設工事業者は、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その請負型規格共同住宅等の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定共同住宅等建設工事業者(次項及び第九項において「特別特定共同住宅等建設工事業者」という。)については、この限りでない。	10 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 (特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項) 第二十五条の三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項を定めなければならない。	第二十六条の見出し中「特定一戸建て住宅建設工事業者等」の下に「及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」を加え、同条第一項中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。 5 国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当	第二十一条中「その一年間に新築する」を「前年度に新築した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に改める。 第二十二条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。 (特別特定一戸建て住宅建築主及び特別特定共同住宅等建築主の指定) 第二十二条の二 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主のうち、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数(次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。)以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。 2 特定一戸建て住宅建築主は、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところ
7 特別特定共同住宅等建設工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。 一 請負型規格共同住宅等の新たな建設を行わなくなつたとき。	2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情	5 国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当	第二十一条中「その一年間に新築する」を「前年度に新築した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に改める。 第二十二条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。 (特別特定一戸建て住宅建築主及び特別特定共同住宅等建築主の指定) 第二十二条の二 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主のうち、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数(次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。)以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。 2 特定一戸建て住宅建築主は、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところ
8 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるとき	は、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じた	の変動にに応じて必要な改定をするものとする。 (中長期的な計画の作成) 第二十五条の四 特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。 (定期の報告) 第二十五条の五 特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。	の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 第二十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「特定一戸建て住宅建設工事業者等」の下に「又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が第二十五条の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項に係る取組状況が第二十五条の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 第三章第三節を同章第四節とする。 第二十一条中「その一年間に新築する」を「前年度に新築した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に改める。 第二十二条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。 (特別特定一戸建て住宅建築主及び特別特定共同住宅等建築主の指定) 第二十二条の二 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主のうち、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数(次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。)以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。 2 特定一戸建て住宅建築主は、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところ

により、その分譲型一戸建て規格住宅の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定一戸建て住宅建築主（次項及び第九項において「特別特定一戸建て住宅建築主」という。）については、この限りでない。

3 特別特定一戸建て住宅建築主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 分譲型一戸建て規格住宅の新築を行わなくなったとき。

二 前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が再び基準戸数以上となることがないことと明らかに認められるとき。

4 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたことと認められるときも、同様とする。

5 国土交通大臣は、特定共同住宅等建築主のうち、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第七項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

6 特定共同住宅等建築主は、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その分譲型規格共同住宅等の戸数その他国

土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定共同住宅等建築主（次項及び第九項において「特別特定共同住宅等建築主」という。）については、この限りでない。

7 特別特定共同住宅等建築主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 分譲型規格共同住宅等の新築を行わなくなったとき。

二 前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新築する分譲型規格共同住宅等の戸数が再び基準戸数以上となることがないことと明らかに認められるとき。

8 国土交通大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたことと認められるときも、同様とする。

9 国土交通大臣は、第一項及び第五項の規定による指定並びに第四項及び前項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等若しくは特別特定一戸建て住宅建築主等（特別特定一戸建て住宅建築主又は特別特定共同住宅等建築主をいう。以下同じ。）に対し、その新築した、若しくは新築しようとする分譲型一戸建て規格住宅等の戸数に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等若しくは特別特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の

規定による立入検査について準用する。（特別特定一戸建て住宅建築主等の判断の基準となるべき事項）

第二十二條の三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特別特定一戸建て住宅建築主等がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建築主等の判断の基準となるべき事項を定めなければならない。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、特別特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、分譲型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。（中長期的な計画の作成）

第二十二條の四 特別特定一戸建て住宅建築主等は、第二十二條の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。（定期の報告）

第二十二條の五 特別特定一戸建て住宅建築主等は、第二十二條の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定

める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十三條の見出し中「特定一戸建て住宅建築主等」の下に「及び特別特定一戸建て住宅建築主等」を加え、同条第一項中「前条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「特定一戸建て住宅建築主等」の下に「又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建築主等が第二十二條の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項に係る取組状況が第二十二條の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第三章第二節を同章第三節とする。
第十二條第一項中「この条及び次条第二項において」を削る。

第十七条第一項中「(以下「評価」という。)」を削る。

第三章第一節を同章第二節とする。

第三章の章名を削り、第五条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 エネルギー消費性能の向上に係る措置

第一節 総則

第四章の章名を削り、第二十六条の次に次の節名を付する。

第五節 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第五章の章名を削り、第二十八条の次に次の節名を付する。

第六節 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第三十条第一項第一号を次のように改める。

一 申請建築物が次のいずれかに該当するものであること。

イ そのエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。次条及び第三十条の三第一項において同じ。)に適合するものであること。

ロ 次条第一項に規定する同等性の認定を受けたものであること。

第三十条第一項第四号中「のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する」を「が第一号イ又はロのいずれかに該当する」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(建築物エネルギー消費性能向上計画に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定)

第三十条の二 建築主は、第二十九条第一項の規定による認定の申請をしようとする場合において、当該申請に係る建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能誘導

基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定(以下「同等性の認定」という。)を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、当該建築物について同等性の認定をすることができる。

(審査のための評価)

第三十条の三 国土交通大臣は、同等性の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合に関する評価であつて、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 前条第一項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならぬ。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同等性の認定のための審査を行うものとする。

(手数料)

第三十条の四 第三十条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を国に納めなければならない。

第三十一条第一項中「前条第一項」を「第三十条

第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「第三十条」に改める。

第三十五条第一項中「建築物エネルギー消費性能誘導基準」を第三十条第一項第一号イ又はロのいずれかに改める。

第三十八条第一項第二号中「この号及び第五十五条第一項第二号において」を削り、同号イ中「第五十五条第一項第二号イの下に」及び第六十四条の十五第一項第二号イを加え、同号ロ中「第五十五条第一項第二号ロの下に」及び第六十四条の十五第一項第二号ロを加える。

第五十三条第一項中「認定」の下に「及び同等性の認定」を、「評価」の下に「(以下この節及び第六十九条第二項において「評価」という。)」を加える。

第六章を第四章とし、第七章を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章 建築物通算炭素排出量評価に係る措置等

第一節 総則

(建築物通算炭素排出量の削減に係る関係者の努力)

第六十四条の二 建築主は、その建築又は修繕若しくは模様替をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物通算炭素排出量の削減を図るよう努めなければならない。

2 建築主は、建築物の建築又は修繕若しくは模様替に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

3 建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者をいう。第六十四条の十第二項において同じ。)は、建築工事の請負契約の締結を行うときは、当該請負

契約の相手方である建築主に対し、当該請負契約に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

4 建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、炭素排出量原単位(建築材料等の製造等に伴って排出される当該建築材料等の単位数量当たりの炭素量をいう。以下同じ。)を表示するよう努めなければならない。(建築物等に係る指導及び助言)

第六十四条の三 国土交通大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築主等又は建築物の設計若しくは施工を行う事業者に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 主務大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築材料等製造等事業者に対し、炭素排出量原単位の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第二節 建築物通算炭素排出量評価指針
第六十四条の四 主務大臣は、基本方針に基づき、建築物通算炭素排出量評価の実施に関する指針(以下「建築物通算炭素排出量評価指針」という。)を定めるものとする。

2 建築物通算炭素排出量評価指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 建築物通算炭素排出量評価に係る建築物通算炭素排出量の算定及び評価の方法
二 建築物通算炭素排出量評価に係る建築主の判断の基準となるべき事項
三 炭素排出量原単位その他の建築物通算炭素排出量評価の実施のために必要な建築材料等に係る情報の収集及び整理の方針に関する事項

3 主務大臣は、建築物通算炭素排出量評価指針

を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、建築物通算炭素排出量評価指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、建築物通算炭素排出量評価指針の変更について準用する。

第三節 建築主に係る措置

(設計時建築物通算炭素排出量評価の実施)

第六十四条の五 建築主は、建築物の建築（環境への負荷が少ないものを除く。）をしようとするときは、当該建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計段階における建築物通算炭素排出量評価（以下「設計時建築物通算炭素排出量評価」という。）を行うよう努めなければならない。

2 前項の建築物の設計の委託を受けた建築士は、同項の建築主に対し、当該建築物の設計に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の実施に必要な事項の説明その他の協力を行うものとする。

(設計時建築物通算炭素排出量削減計画等の届出等)

第六十四条の六 建築主（国等の機関の長を除く。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画（設計段階における建築物通算炭素排出量の削減のための建築物（増築又は改築をする場合）については、当該増築又は改築をする建築物の部分の構造方法及び当該建築物における建築材料等の使用又は設置に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、その工事に着手する日の十四日前までに、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画

及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。

当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容及、第六十四条の四第二項第二号に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から十四日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 建築主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る建築物が第六十四条の十第一項に規定する登録建築物環境性能認証機関が行った設計時建築物通算炭素排出量評価についての認証その他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを受けたものであるときは、国土交通省令で定めるところにより、その結果その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を提出することができる。この場合において、前二項の規定の適用については、第一項中「十四日前」とあるのは「三日以上十四日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、前項中「十四日以内」とあるのは「前項

の国土交通省令で定める日数以内」とする。

第六十四条の七 国の機関の長は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。次項において同じ。）をしようとするときも、同様とする。

一 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

2 都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の機関の長は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更をしようとするときも、同様とする。

一 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であつて、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

3 国土交通大臣は、前二項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容及、第六十四条の四第二項第二号に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、その必要限度において、当該通知をした者に対し、当該建築物の建築物通算炭素排出量の削減のためとるべき措置について協議を求めることができる。

(適用除外)

第六十四条の八 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 建築に当たつて使用する建築材料等の数量が少ないこと、高い開放性を有することその他の事由により建築物通算炭素排出量が著しく少ない建築物その他の設計時建築物通算炭素排出量評価の実施の必要性が乏しいものとして政令で定める建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていて、当該建築物通算炭素排出量の削減が困難なものとして政令で定める建築物

三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

第四節 建築材料等製造等事業者に係る措置

第六十四条の九 建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、建築物通

算炭素排出量評価指針に従い主務大臣が定める方法により炭素排出量原単位を算定したときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該炭素排出量原単位その他主務大臣が定める事項を当該建築材料等又はその広告その他の主務省令で定めるもの（次項及び第六項において「広告等」という。）に表示することができる。 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、建築材料等又はその広告等に、同項に規定する方法により算定した旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。 3 主務大臣は、前項の規定に違反した者があるときは、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。 4 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 5 主務大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつた場合において、当該指示を受けた者が第二項の規定に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 6 主務大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、建築材料等製造等事業者に対し、その表示に関し報告させ、又はその職員に、建築材料等製造等事業者の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、当該表示をしている建築材料等若しくはその広告等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 7 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 8 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による表示に関し必要な事項は、主務省令で定める。 令和八年六月四日 衆議院会議録第二十三号	第七章 建築物環境性能の認証 （建築物環境性能の認証の申請） 第六十四条の十 建築主等は、第六十四条の十三から第六十四条の十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証（以下「認証」という。）を申請することができる。 2 認証を申請しようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者にに対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができる。 3 認証の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 （認証書の交付） 第六十四条の十一 登録建築物環境性能認証機関は、認証の申請があつた場合において、建築物環境性能について、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣の定める認証の基準に従つて認証を行ったときは、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標準を付した認証書（次条において「建築物環境性能認証書」という。）を交付することができる。 （標準の表示等） 第六十四条の十二 建築物環境性能認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物若しくはその敷地、売買契約に係る契約書若しくはこれに添付する書類又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「建築物等」という。）にその建築物環境性能認証書に係る標準を付することができる。 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物等に建築物環境性能認証書に係る標準又は	はこれと紛らわしい標準を付してはならない。 第六十九条第二項中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条第二項中「又は第五十七条第二項」を、「第五十七条第二項又は第六十四条の十八第二項」に、「又は評価の業務」を、「評価の業務又は認証の業務」に改める。 第七十一条中「第二十三条第三項、第二十六条第三項又は第二十八条第三項」を「第二十三条第四項若しくは第五項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十八条第三項又は第六十四条の九第五項」に改める。 第七十二条第一号中「第二十三条第四項、第二十六条第四項若しくは第二十八条第四項」を「第二十二條の二第九項、第二十三条第六項、第二十五条の二第九項、第二十六条第六項、第二十八条第四項若しくは第六十四条の九第六項」に改め、同条第二号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。 二 第二十二條の二第二項若しくは第六項又は第二十五条の二第二項若しくは第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 第二十二條の四又は第二十五条の四の規定に違反して提出をしなかつたとき。 四 第二十二條の五又は第二十五条の五の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第七十三条各号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条に次の一号を加える。 四 第六十四条の十二第二項の規定に違反して、標準を付したとき。 第七十六条各号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条に次の一号を加える。 三 第六十四条の六第一項の規定による届出を	せず、又は虚偽の届出をして、同項に規定する工事に着手した者 第九章を第十章とする。 第八章中第六十五条の前に次の一条を加える。（主務大臣等） 第六十四条の十九 第六十四条の三第二項における主務大臣は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。 2 第六十四条の四第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。 3 第六十四条の九第一項及び第三項から第六項までにおける主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。 4 第六十四条の九第一項及び第八項における主務省令は、前項に定める主務大臣の発する命令とする。 第六十七条中「この法律に」を「この法律（第六十四条の九を除く。以下この条において同じ。）」に改める。 第八章を第九章とし、同章の前に次の一章を加える。 第八章 登録建築物環境性能認証機関 （登録） 第六十四条の十三 第六十四条の十第一項の登録（以下この章において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める認証の区分（以下この章において「認証の区分」という。）ごとに認証の業務を行おうとする者の申請により行う。 2 第三十九条第一項及び第四十条の規定は登録について、第三十九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五十一条までの規定は登録建築物環境性能認証機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
--	---	---	--

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第六十四条の十五第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条まで	第六十四条の十三第一項、第六十四条の十四及び第六十四条の十五
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第六十四条の十四各号
第四十三条	適合性判定員	第六十四条の十六の認証員
第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第二項	判定の業務	認証の業務
第四十五条	判定業務規程	認証業務規程
第四十八条	第三十八条第一項各号	第六十四条の十五第一項各号

(欠格条項)

第六十四条の十四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 第三十七条第一号から第三号までに掲げる者

二 第六十四条の十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 心身の故障により認証の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

四 法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第六十四条の十五 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 一次条の認証員が認証を実施し、当該認証員の数が認証の区分ごとに国土交通省令で定める数以上であること。

二 登録申請者が、建築物関連事業者に支配さ

れているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社にあっては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 認証の業務を適正に行うために認証の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録建築物環境性能認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録建築物環境性能認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三 登録建築物環境性能認証機関が行う認証の区分

四 登録建築物環境性能認証機関が認証の業務を行う事務所の所在地
五 一次条の認証員の氏名
六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(認証員)

第六十四条の十六 登録建築物環境性能認証機関は、認証を行う認証の区分に応じ、建築物環境性能に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから認証員を選任しなければならない。

(認証の区分等の揭示等)

第六十四条の十七 登録建築物環境性能認証機関は、国土交通省令で定めるところにより、認証を行う認証の区分その他国土交通省令で定める事項について、その事務所において公衆に見やすいように揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の取消し等)

第六十四条の十八 国土交通大臣は、登録建築物環境性能認証機関が第六十四条の十四第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物環境性能認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十四条の十三第二項において準用する第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する第四十五条第一項又は第三項の規定による届出のあつた認証業務規程によらないで認証の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第六十四条の十三第二項において準用する第四十六条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第六十四条の十三第二項において準用する第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条の規定による命令に違反したとき。

五 認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認証員若しくは法人にあってはその役員が、認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 第五十二条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による認証の業務の停止について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第四条及び第九条の規定公布の日

二 第二十四条の改正規定、第二十五条第一項の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、第二十六条の改正規定、第二十一条の改正規定、第二十二条第一項の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、第二十三条の改正規定、第十七条第一項の改正規定、第三十条第一項の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、第三

第十五条第一項の改正規定、第五十三条第一項の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十二条第一号の改正規定及び同条第二号を同条第五号とし、同条第一号の次に三号を加える改正規定並びに附則第三条、第六条から第八条まで、第十二条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一百五十五号の二(一)及び(二)の改正規定を除く。及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

建築物通算炭素排出量評価指針は、施行日において新法第六十四条の四第一項の規定により定められ、及び同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたものとみなす。

三第二項において読み替えて準用する新法第四十五条の規定の例により、同条第一項に規定する認証業務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条 国土交通大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前においても、この法律による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律(以下「新法」という。))第三条第六項において準用する同条第四項の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針の変更の案について関係行政機関の長に協議することができる。

新法第六十四条の七の規定は、施行日から起算して十四日を経過した日以後にその工事に着手する同条第一項の国の機関の長が行う同項各号に掲げる行為又は同条第二項の都道府県若しくは建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の機関の長が行う同項各号に掲げる行為について適用する。

第九条 附則第二条から前条まで及び附則第十三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一第一百五十五号の二中「又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関を」、「登録建築物エネルギー消費性能評価機関又は登録建築物環境性能認証機関」に改め、同号(一)及び(二)中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、同号に次のように加える。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録に関する経過措置)

第六条 新法第六十四条の十第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、新法第六十四条の十三第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討

第十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十七条第一項の登録を受けている者は、同号に掲げる規定による改正後の同法(以下「第二号新法」という。))第五十三条第一項に規定する評価の業務を行う者として第二号新法第十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第三十九条第一項並びに新法第六十四条の十四及び第六十四条の十五の規定の例により、その登録及び公示をすることができ

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

(登録建築物環境性能認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

第四条 新法第六十四条の十九第二項に定める主務大臣は、施行日前においても、新法第六十四条の四の規定の例により、建築物通算炭素排出量評価指針(同条第一項に規定する建築物通算炭素排出量評価指針をいう。以下同じ。)を定め、これを公表することができる。

施行日以後は、新法第六十四条の十第一項の登録及び新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第三十九条第一項の規定による公示とみなす。

第十三条 第二号施行日から施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第一百五十五号の二(三)に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同号(三)中「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第六十四条の十第一項

(登録建築物環境性能認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)」とあるのは、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第六条第二項(登録建築物環境性能認証機関の登録に関する準備行為)の登録」とする。

2 前項の規定により定められ、及び公表された

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

第五十四条第一項第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二号第一項第三号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第二号第一項第四号」に改め、同条第八項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

理由

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び脱炭素化の促進を図るため、住宅市場に占める割合が特に大きい建築主等に建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の達成のための中長期計画の作成を義務付けるとともに、建築物通算炭素排出量評価の結果の建築主による届出の義務付け及び当該届出に係る勧告、建築物のエネルギー消費性能及び建築物通算炭素排出量評価の認証制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び脱炭素化の促進を図るため、住宅市場に占める割合が特に大きい建築主等に建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の達成のための中長期計画の作成を義務付けるとともに、建築物通算炭素排出量評価の結果の建築主による届出の義務付け及び当該届出に係る勧告、建築物のエネルギー消費性能及び建築物通算炭素排出量評価の認証制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改めるとともに、法律の目的に、建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を図ることを追加すること。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組等に関する基本理念を創設すること。

3 基本方針について、建築物の脱炭素化の促進に係る事項を追加するとともに、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならぬこと等とすること。

4 国及び地方公共団体の責務として、建築物の脱炭素化の促進に係る事項を追加すること。

5 新築した規格住宅等の戸数が住宅市場に占める割合が特に大きい建築主等に対し、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標等を定めた中長期計画の提出等を義務付けること。

6 特殊な構造等を用いる建築物について、建

築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有することを国土交通大臣が認定できることとし、この認定を受けた建築物は、所管行政庁による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受け、容積率の特例等を受けることができることとする。

7 建築物通算炭素排出量の削減に係る建築主等の努力義務等を定めるとともに、建築物通算炭素排出量評価指針の策定、建築主による設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の国土交通大臣への届出並びに当該届出に係る勧告等の措置を講ずること。

8 建築主等は、建築物の環境性能について登録建築物環境性能認証機関による認証を受け、当該認証を受けた建築物等に建築物環境性能認証書に係る標章を付することができると。

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び脱炭素化の促進を図るため、住宅市場に占める割合が特に大きい建築主等に建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の達成のための中長期計画の作成を義務付けるとともに、建築物通算炭素排出量評価の結果の建築主による届出の義務付け及び当該届出に係る勧告、建築物のエネルギー消費性能及び建築物通算炭素排出量評価の認証制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年六月三日
国土交通委員長 富樫 博之
衆議院議長 森 英介殿